

改正 平成27年3月25日法人規則第23号 平成28年9月1日法人規則第8号
平成29年9月1日法人規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、九州歯科大学研究活動における不正防止等に関する規程（平成19年法人規程第15号。以下「不正防止規程」という。）第13条第7項の規定に基づき、調査委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項を定める。

(研究費不正使用に係る調査委員会)

第2条 委員会は、学長が任命する次の委員をもって組織する。

- (1) 教員 3名
 - (2) 職員 2名
 - (3) 本学に属しない学識経験者 1名
- 2 前項の委員においては、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 3 委員の任期は、当該事案に関する委員会の任務が終了するまでとする。
- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(研究費を除く研究活動上における不正行為に係る調査委員会)

第3条 委員会は、不正防止計画推進室が推薦し、学長が任命する次の委員をもって組織する。

- (1) 教員 2名
 - (2) 職員 1名
 - (3) 本学に属しない学識経験者 3名
- 2 前項第1号及び第2号に定める委員においては、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者とし、前項第3号に定める委員においては本学及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 3 委員の任期は、当該事案に関する委員会の任務が終了するまでとする。
- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(議事)

第4条 委員会の会議は、委員全員の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席推進員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(調査)

第5条 調査事案は、委員会ごとに一事案とする。ただし、学長が併合すべきと判断した事案は、この限りではない。

- 2 委員会は設置されてから30日以内に調査を開始しなければならない。
- 3 委員会は調査を開始することを学長に報告をする。
- 4 委員会は、調査にあたって、他の方法による適切な資料の入手が困難な場合、又は資料等の隠ぺいの恐れがある場合には、被通報者の研究室において調査に関連する場所の一時閉鎖、又は実験・観測・解析に関する機器・資料等の保全を行うことができる。
- 5 調査においては、被通報者に対して弁明の機会を与えなければならない。
- 6 不正防止規程第16条第1項に規定する通知及び報告は、委員会の設置の日から100日以内に行わなければならない。

(研究費の支出停止等)

第6条 委員会は、調査開始にあたって、調査にかかる研究に対して不正防止規程第2条に規定する研究費が配分され、又は配分が予定されているときは学長に対して、その旨を報告する。

- 2 委員会は、不正防止規程第14条に規定する調査が決定したのち、調査結果報告までの間、被通報者の研究費の支出を停止することができる。
- 3 前項の支出の停止は、あらかじめ学長に報告しなければならない。

(調査結果)

第7条 不正防止規程第16条第1項に規定する委員会の学長への報告は、以下のとおりとする。

- (1) 不正行為の有無及びその内容
- (2) 不正行為に関与した者と関与の度合い
- (3) 研究にかかる論文等の各著者の該当論文
- (4) 研究における研究者の役割
- (5) 不正行為を認定した場合、研究費の配分機関及び文部科学省への不正行為の概要の通知並びに研究費に関する協議の必要性
(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年11月6日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日法人規則第23号)

この規則は、平成27年3月25日から施行する。

附 則 (平成28年9月1日法人規則第8号)

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月1日法人規則第10号)

この規則は、平成29年9月1日から施行する。